

令和7年度第1回八戸地域広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会

一般廃棄物処理施設整備基構想

施設整備に係る基本方針

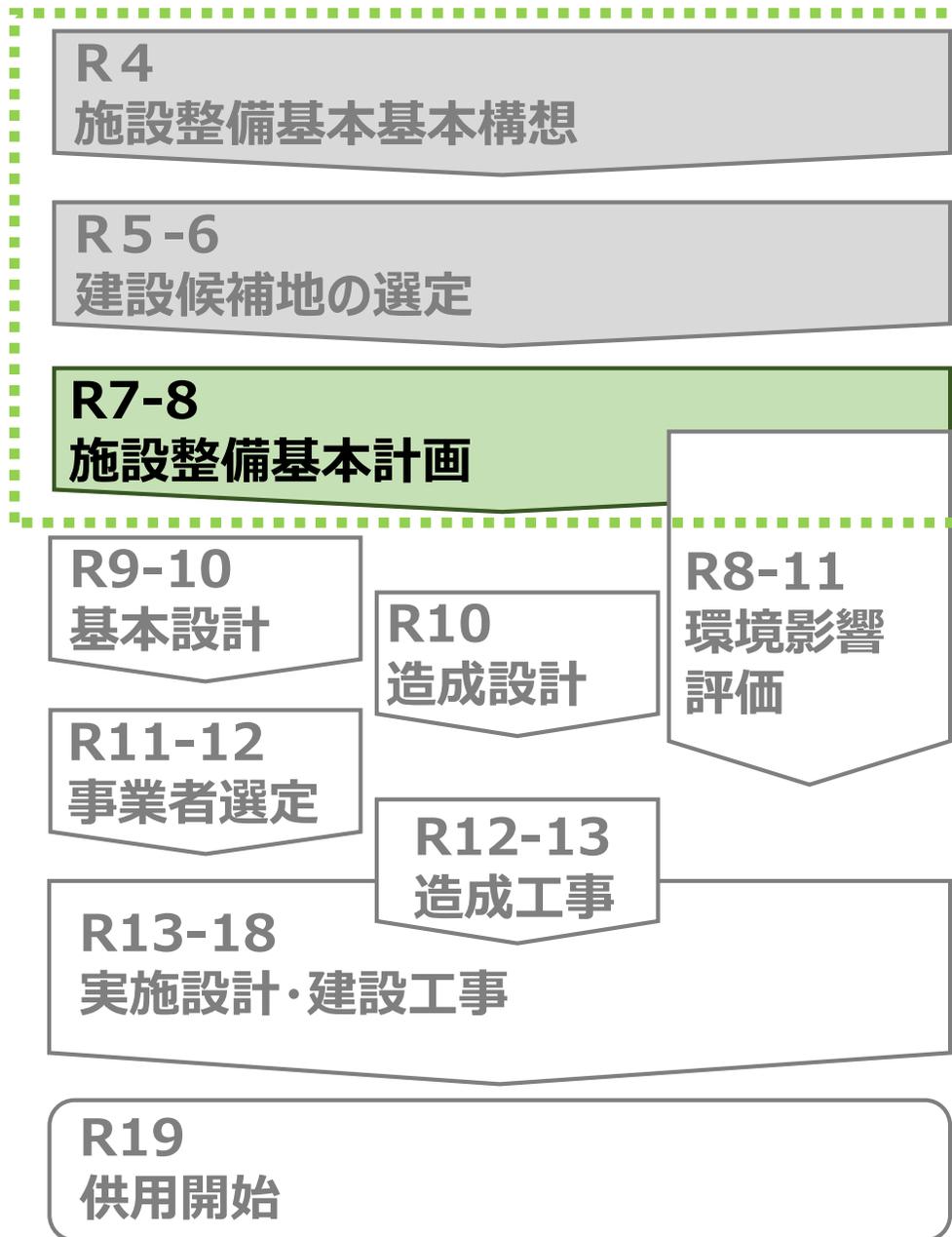
廃棄物の持続的かつ適正な処理、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の推進を図るため、今後の施設整備に係る基本方針を次のとおり掲げます。

基本方針 1	「安全・安心に配慮した施設」 ・ 事故がなく、安全性に優れ、住民が安心して生活できる施設
基本方針 2	「災害に強く、強靱で安定的に処理できる施設」 ・ 構成市町で日々発生するごみを安定的に処理し続けることができ、大規模災害時にも早期復旧、継続的な処理を行い、地域の早期復興に貢献する施設
基本方針 3	「経済性・効率性に優れた施設」 ・ 施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設
基本方針 4	「環境に配慮した施設」 ・ 効率的な資源とエネルギーの回収及び最終処分量の削減を図り、環境負荷の低減に貢献する施設
基本方針 5	「地域に開かれた施設」 ・ 環境啓発や情報発信のため施設見学や 3 R 啓発のための機能を備え、住民に広く親しまれる施設

一般廃棄物処理施設整備基本計画について

施設整備方針検討委員会

施設整備基本計画と全体スケジュール



概要

【基本計画について】

令和4年度に策定した基本構想を基に、ごみの現状分析より将来のごみ量やごみ質を想定し、その処理に必要な施設整備の基本的な事項を決定します。

- ・焼却方式
- ・資源物処理方式
- ・施設規模
- ・配置計画 など

【実施期間】

令和7年度～令和8年度（2年間）

【対象地域】

八戸市、階上町、南部町（福地地区）

※広域化協議の基本合意がなされた場合は三戸地区環境整備事務組合（三戸町、田子町、南部町（南部地区、名川地区）を含む。

第1回 諮問 スケジュール等

整備方針検討委員会のスケジュールと基本計画の答申までの審議フロー

